

第7号議案

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年11月29日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第2条の2 会館の開館時間は、月曜日から木曜日までにあっては午前9時から午後5時まで、金曜日から日曜日までにあっては午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項の許可を受けた場合における別表第1に掲げる施設（スポーツクライミング施設を除く。）を使用することができる時間は午前9時から午後9時までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 会館の休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認め

るときは、隨時に開館又は休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第1第1項備考1及び同表第2項備考1中「3割」を「5割」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市交流会館の開館時間及び休館日を改めること。
- 2 亀岡市交流会館の施設を市外在住の者が使用する場合において、使用料の加算額を5割相当額に改めること。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。